

はじめに

低層住宅建築工事における労働災害防止を図るため、建方作業に先行して足場を設置する足場先行工法の具体的な進め方や足場設置基準等を明らかにした「足場先行工法に関するガイドライン」が平成8年に厚生労働省で策定され、これに基づき足場先行工法の普及が図られてきました。

これ以降、低層住宅建築工事の墜落災害による死亡災害は、減少傾向にあるもののなお一層の建方作業時における災害防止対策の一層の推進を図るため、平成18年2月に足場の組上げ方法や足場の設置に係わる事項等に関してガイドラインが一部改正されました。

また、足場からの墜落等の防止を強化した労働安全衛生規則の一部改正が平成21年6月1日から施行されたので、改正された労働安全衛生規則の基準に達しないガイドラインの規定については、改正された規則に定める基準の内容に引き上げて運用されることになります。

本リーフレットは、これらの改正に対応したものであり、足場先行工法の一層の定着及び適正な実施を推進するために、ガイドラインのポイントをまとめたものです。

ガイドラインの主な改正事項（平成18年2月改正）

- 1 足場の組上げ方法において、建築物の全周にわたり足場を組み上げることが困難なことから、必要最小限、足場の一部分を開放する場合、当該部分からの墜落を防止するため、階ごとの建方作業が終了した後、順次、速やかに当該部分の足場を設けるよう、変更された。
- 2 無理な作業姿勢による危険を防止するため、工程の進展に伴い、必要に応じ、作業床の高さを変更することが追加された。
- 3 悪天候又は足場の組立て若しくは一部変更の後に、足場に異常がないか点検を実施し、異常を認めたときは速やかに補修することが追加された。

● 木造家屋建築工事の死亡災害に占める墜落災害発生状況の推移

